

## 【体験入学についての確認事項】

指 導 課

1. 校長の裁量権の範囲である。

2. 教科書の無料配布はない。

教材等必要がある場合は、実費負担とする。

3. 学校管理下の事故における、独立行政法人・日本スポーツ振興センター法に基づく申請はしない。

4. 期間中の給食費は、実費負担とする。

5. 保護者は、「体験入学許可願い」（様式1）、「体験入学届」（様式2）、「体験入学健康チェック表」（様式3）を校長に提出する。

6. 校長は、「体験入学許可願い」（様式1）及び「体験入学届」（様式2）の写しを指導課長あてに提出する。（「体験入学健康チェック表」（様式3）の市教委への提出は不要。）

※令和4年度4月時点で、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置として、令和4年3月2日文部科学省「外国人留学生の新規入国の緩和措置について」を御確認ください。